

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立青少年交流プラザの施設等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立青少年交流プラザ条例	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	公益社団法人徳島市体育振興公社(電話 654-5188)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立青少年交流プラザ条例 (利用の承諾)</p> <p>第7条 青少年交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に青少年交流プラザの管理上必要と認められる条件を付することができる。</p> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 青少年交流プラザの施設又は付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>徳島市立青少年交流プラザ条例施行規則 (申請書の提出及び受付)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の利用の承諾を受けようとする者は、徳島市立青少年交流プラザ利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 申請書の受付は、利用日(引き続き2日以上利用する場合はその初日)の前日から起算して90日前から7日前までとする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する申請書の受付開始日前であっても申請書を受け付けることができるものとする。</p> <p>(1) 徳島市又は徳島市教育委員会が主催又は共催する行事又は集会</p> <p>(2) 指定管理者が特に必要があると認めた場合</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)